

前期末試験に向けて

(注意事項)

岡山大学工学部
平成27年7月



まもなく、前期末試験を迎えますが、次のことに留意して、受験してください。

試験におけるカンニング等の不正行為に対して、学則第58条により**停学(無期)**の重い処分となり、4年間で卒業できなくなります。

詳細は、学生便覧及びキャンパスブックを参照してください。

受験心得(1)

- 1 受験する学生は特別の指示がない限り、試験開始時刻の5分前までに所定の教室に入室を完了すること。
- 2 監督者が指定した座席において受験すること。
- 3 受験中は必ず学生証を机の上に置くこと。ただし、学生証を紛失又は忘れた場合は、監督者に申し出て、その指示に従うこと。
(仮受験票を発行するので、学務課工学部担当へ申し出ること。)
- 4 受験中、机の上に置くことができるものは、学生証、筆記用具及びその他特に許可されたものに限る。それ以外の携行品はカバン等に入れて、座席の下に置くこと。また、机の棚板(物入れ)には何も置かないこと。
- 5 携帯電話や音の出る機器は、必ず電源を切っておくこと。

受験心得(2)

- 6 解答用紙には、所属学部名，入学年，番号及び氏名等の必要事項を必ず万年筆又はボールペンで記入すること。
- 7 試験開始後20分を経過するまでは退室できない。
- 8 試験開始後20分を経過した場合は入室できない。
- 9 答案用紙は，特に指定がない場合，教卓上に提出するか，又は監督者に直接手渡すこと。自己の机上に置いて退室すると当該授業科目の単位は認定しない。
- 10 受験にあたっては，厳正な態度で臨み，誤解を招くような態度や不正行為は厳に慎むこと。なお，監督者の指示に従わない者，及び不正行為があると認められた者に対しては，学則第58条により厳重な懲戒処分を行う。また，不正行為を行った場合は，当該行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて，当該学期に履修登録している全ての授業科目（通年で開講する授業科目を含む。）の単位は認定しない。

試験における不正行為等の取扱い等

- ・退学又は停学は、次に掲げる不正行為を行った場合とする。

退学

- 一 代理(替玉)受験をしたり、させた場合
- 二 その他特に悪質な不正行為をした場合

停学

- 一 許可されていないノート及び参考書等を参照した場合
- 二 答案を交換した場合
- 三 その他不正行為を行った場合

- ・不正行為が判明した場合は、当該行為が行われた時点において既に単位が認定されている授業科目を除いて、当該学生が当該学期に履修登録している全ての授業科目(通年で開講する授業科目を含む。)の単位は認定しない。
- ・共謀の不正行為にあつては、依頼者及び被依頼者とも原則として同一の処分とする
- ・停学期間は、3月を超えるものとし、始期は不正行為のあった日の翌日とする。
- ・不正行為を行おうとした場合及び試験場において監督者の注意もしくは指示に従わない者には、退室を命じ、その試験を無効とする。

処分内容・経過

不正行為が判明した場合、直ちに「謹慎」

当該学生が当該学期に履修登録している全ての授業科目の単位は認定しない。



事情聴取等を行い、処分決定

「退学」又は「無期停学」(終期を定めない)



停学中は、

サークル活動の禁止, アルバイトの原則禁止, 履修手続の禁止
必要に応じて、保護者を含めた三者懇談, 定期的な面談, 課題
レポートの提出などの指導が行われる



停学は、反省が顕著であると認められない限り、解除されない。

一時の安易な行動により，本人のみならず，保護者及び関係者に多大な迷惑と心配をかける結果になります。

試験における不正行為は絶対にしないこと。